

平成 18 年 9 月 11 日

企業会計基準委員会 御中

新日本監査法人
企業結合・事業分離等会計基準勉強会「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（案）」に対する意見

貴委員会から平成 18 年 8 月 11 日に公表された上記公開草案について、下記のとおり意見を取りまとめましたので本日提出します。よろしくお願ひ申し上げます。

記

1. 子会社同士の合併の会計処理(抱合せ株式の会計処理)(第 247 項(3))

(コメント)

②の方法に統一することが望ましい。

(理由)

子会社同士の合併の処理は持分の結合に準じて処理されているため、抱合せ株式の処理についてもこれに準じた処理を行うことが望ましい。また、①、②の選択適用を認める場合はそれぞれが妥当と認められる理由を結論の背景で記載していただきたい。

2. 対価を伴わない合併以外の形態の組織再編の会計処理について

(コメント)

公開草案では、親会社に支配されている子会社同士の合併で、対価が伴わない場合には、合併が共同支配企業の形成と判定された場合の会計処理と同様に、吸収合併存続会社は株主資本を増加(又は減少)させることが明記されているが、対価を伴わない合併以外の形態の組織再編の会計処理については明記されていない。例えば、親会社が、会社分割により事業の一部を 100%子会社に移転し、子会社から対価を受け取らない場合の会計処理などについて、分割会社及び承継会社の双方について規定すべきである。

(理由)

企業結合会計意見書 四 実施時期等 3(1)に記載されているとおり、合併、株式交換・株式移転、会社分割、営業譲渡・譲受等、企業再編の形式ごとの連結財務諸表上及び個別財務諸表上の適用方法の事項を含め具体的に定める方が、利害関係者の利用に資すると考えられる。

以 上